

バトルトーナメント試合規則

第1章 試合の定義

第1条

試合は、試合者（1台のロボットに付き原則として4名でチームを組み、キャプテン・ドライバ・エレキ・メカニックを登録する。）双方が試合規則（以下「この規則」という。）に従って、定められたリング内において独自に製作したロボット（無線式手動操縦＝ラジコン型ロボット〔以下「ロボット」という。〕）を用い、審判の判定によって勝敗を決めるものとする。

第2章 リングの規格

第2条

- 1 リングは高さ（側面）13センチメートル、一辺190センチメートルの木製板の上に黒色の硬質ゴム（あるいは天然ゴム）を張り合わせた正方形とし、周囲に各辺が同一幅の場外部を設ける。
- 2 リング内には、不定形で高さ10センチメートル以内の障害物を、5個以上設置する
- 3 リング内の外縁には、幅5センチメートルの区画線（白色線）をひく。
- 4 区画線内に高さ2.2センチメートルで、断面が半楕円形のエッジバンクを設ける。エッジバンクには黒色の硬質ゴム（あるいは天然ゴム）を使用する。ただし、スタート台からの入場部分には設けない。

第3条

リング内とは、リングの側面部分を含む190センチ四方内をいい、リング外とは場外部及びその他の場外をいう。

第4条

- 1 赤及び青コーナーの場外部分にスタート台を設置する。
- 2 スタート台は幅35センチ×45センチ、高さはリング表面と同じ高さとし、45センチの面をリングに接することとする。
- 3 スタート台の表面はリング内に使われる黒色の硬質ゴム（あるいは天然ゴム）を使用するものとする。

第3章 ロボットの規格

第5条

- 1 外形は、幅25センチメートル、奥行き35センチメートル、高さ70センチメートルの四角形の枠内に収まることとする。ただし、試合開始後ロボット本体、付属部品等が伸縮することは、反則にならないが、本体が複数個に完全分離した形状は反則とする。さらに、アームの先端が尖っている、またはロボットの構造で針、刃など相手機体及びリング、周囲の者に危害をおよぼすおそれのある形状は反則とする。形状そのものが安全対策を施している必要がある。
- 2 ロボットの質量は、3,500グラム以内とする。
- 3 ロボットの操縦には、本競技大会実行委員会が規定するコントローラ（送受信機、

プロポ)を用い、ロボット1台につき1台(1系統)とする。

- 4 ロボットの移動には、脚構造を用いるものとし、その主駆動に使用するモーターは本競技大会実行委員会が規定したものとするが、使用する数量に制限はないものとする。 ※脚構造の定義は「規則の解釈」を参照のこととする。
- 5 ロボットには、アームの機構を備えるものとする。自由回転するモーターを使用する場合は、本競技大会実行委員会が規定したものとする。使用する数量も規制はないものとする。駆動機構を有し、機構・動力は自由とするが、任意の物体を移動させることができなければならない。アーム作動面は、リング上面より20センチメートルの高さを試合中いつでも任意に通過できる構造を有するものとする。
- 6 リチウム系のバッテリーの使用を禁止とする。
- 7 周波数設定用受信クリスタル〔以下「クリスタル」という。〕は、ロボットの外部から容易に交換可能な位置にセットする。クリスタルを使用しないもの(2.4GHz受信機)の場合は、ロボットの外部から容易に受信機の機種を視認できる位置にセットする。

第4章 禁止事項

第6条

- 1 故意に妨害電波等を発生させ、相手のコントロールを乱してはならない。
- 2 脚裏にリング上を傷つける滑り止め類及び汚す部品等を使用してはならない。
- 3 液体、粉末及び気体を内蔵した吹き付ける装置をセットしてはならない。また、発火装置は、これを内蔵してはならない。
- 4 物を飛ばす、投げる等の装置をセットしてはならない。
- 5 駆動機構に必要な液体、気体等を内蔵することは妨げないが、試合中にこれを補充、交換してはならない。
- 6 動力源(電源)は試合前の計測時に搭載したもの以外は使用禁止とする。
- 7 この他、相手のロボットを故意に壊す装置をセットしてはならない。
- 8 アーム及び脚構造において、相手機体をネットで絡めたり、覆ったりする行為を禁止とする。

第5章 試合の方法

第7条

- 1 試合は、予選トーナメント(以下「予選」という。)と決勝トーナメント(以下「決勝」という。)により行われ、予選は1試合1ラウンド1本勝負、本選は1試合3ラウンド3本勝負とする。
- 2 予選、本選とも決められたラウンド内に勝敗が決しないときは、延長戦を行う。

第8条

敗者復活戦を行うこともある。

第6章 試合時間

第9条

- 1 試合時間は、予選においては1ラウンド2分間とし、本選においては1ラウンド2分間で3ラウンド計6分間とする。延長戦は予選、本選とも2分間とし、予選は計

4分間を本選は計8分間を原則とする。

- 2 試合の進捗状況が早まった場合には、次試合以降の試合を繰り上げて実施するものとする。

第10条

審判員が何らかの判断で試合中止の宣告をし、試合再開までに要した時間は、試合時間とみなさない。

第7章 試合の開始・中止・再開及び終了

第11条

試合は、試合者双方が審判員の指示に従い、リング場外で立礼した後、次項の方法で開始される。

- (1) 審判員が試合者双方にクリスタルを手渡し、もしくは使用 ch の決定後、「スタート準備計測開始」の合図により1分以内にスタート台の上に その枠内へ収まるように計測時の姿勢でロボットを設置（動作チェックを含むスタート準備が整った姿勢で）するものとする。なお、クリスタルの故障などにより問題が生じスタート準備ができない場合は直ちに審判員に申し出ることとする。
- (2) 審判員の開始の通告で、コントローラの操作を開始することによって試合が開始される。

第12条

試合は、試合中の審判員の中止の通告で中止し、再開の通告で再開する。

第13条

試合は、審判員の勝敗の宣告で終了する。

第8章 リング内への入場について

第14条

- 1 リング内への入場とは試合開始後スタート台から機体の最後尾が越えた時点とする。
- 2 試合開始後、入場前のロボットの展開は許可する。
- 3 リング入場後、スタート台をチームのメンバーが取り除くものとする。

第15条

試合開始後、30秒以内にリングに入場できなければ失格とする。

第16条

- 1 相手への攻撃はリングへ入場し、スタート台を撤去した後に開始できるものとする。
- 2 自らのロボットが入場する前に相手の攻撃を受けた場合に限り、入場するための押しや攻撃を許可する。

第9章 修理

第17条

- 1 修理とは審判員の試合開始の通知後によるロボットの故障及び破損箇所について、こ

れを試合開始の状態と同等に復元することを言う。

- 2 試合者は、試合中止の宣告から試合再開までの時間、ラウンド間、及びラウンドと延長戦の間に修理を申請することができる。
- 3 修理に要する時間は申請があった時点から計測し、1 試合を通じ試合者双方とも累計各 5 分間以内とする。

第 10 章 勝敗の定義

第 18 条

- 1 試合は、ラウンド内に相手を倒すか、リング場外部に相手機体を押し出した方に 1 本を与える。
- 2 予選においては 1 ラウンド内、本選においては 3 ラウンド内に、勝敗が決しないときは、延長戦を行い、先に 1 本取った者を勝ちとする。ただし、判定により勝敗を決める。あるいは、取り直しをすることもある。
- 3 判定により勝敗を決した場合は、その勝者に対して 1 本与える。
- 4 試合開始時間に遅れた者は、不戦敗とする。
- 5 戦意無しと見なされる行為（30 秒間移動動作を停止）をした場合は、相手に一本を与える。
- 6 ロボットに発煙・発火が生じた場合は、試合の状況を見て審判員は当該試合者に負けを命じ、相手に一本を与えるものとする。

第 19 条

第 7 条の 3 本勝負とは、3 ラウンド内に 2 本先取した者を勝ちとする。

第 20 条

判定により勝敗を決する場合は、次の各号のもとに判断する。

- (1) 試合中の反則の数。
- (2) 攻撃の優位性による。
- (3) ロボットの動作等の技術力。
- (4) 当該ロボットチームの試合中の態度。
- (5) コイントス。(前 1 号から 4 号による判定が困難な場合)

第 21 条

次の各号の場合は、試合を中止し取り直しとする。

- (1) 双方のロボットが接触した状態で 30 秒間歩行・走行を停止した場合。ただし、審判の判断により 30 秒より前に命じることがある。
- (2) 双方のロボットが接触しないままリング上を 30 秒間停止又は歩行・走行をした場合。ただし、一方が停止状態の場合は、戦意無しと見なし歩行・走行していた方を一本とする。
- (3) 両者入場前の入場進路妨害は禁止とし、進路妨害があった場合。
- (4) 第 16 条第 2 項の攻撃により相手を倒したり場外に押し出した場合。
- (5) 双方のロボットが同時に倒れたり、場外に出た場合。

第 1 1 章 反則

第 2 2 条

- 1 試合者が第 5 条の各項に示す規格を満足しないロボットを作成した場合、**また試合に臨んだ場合**、及び第 6 条の各項に示す禁止事項に該当する行為を行った場合は、反則とする。
- 2 試合者が相手または、審判員の人格を無視するような言動及び当該ロボットに同様な音声発生装置を内蔵したり、文字を書き込んだりすること。
- 3 第 1 1 条第 1 項について、1 分以内に競技開始姿勢をとらない場合。
- 4 第 1 1 条第 1 項の規則による初期姿勢で試合を開始しない場合。
- 5 第 1 7 条第 4 項の修理時間を過ぎても審判の指示に従わず修理を続けた場合。
- 6 試合中にリング場内に入ること。ただし、審判員から一本の宣告、中止等の通告を受け当該ロボットをリング場内外に移動する場合を除く。なお、リング場内に入るとは、試合者の身体の一部が完全にリング場内に入ること、及びリング場内に工具等を入れてロボットを支えることをいう
- 7 試合中、正当な理由がなく試合の中止を要請すること。
- 8 再開時間が 3 0 秒を超えること。
- 9 審判員の試合開始の通告前にロボットの動作を開始させること。
- 10 その他、試合の公正を害すると思われる行為をすること。

第 1 2 章 罰則

第 2 3 条

- 1 前条第 1 項、第 2 項の反則を犯した試合者は負けとし、審判員は退場（予選時は敗者復活戦なし）を命じる。
- 2 前条第 4 項、第 5 項の反則を犯した試合者は負けとし、審判員は失格を命じる。
- 3 第 1 項、第 2 項について審判員は、相手側に予選については 1 本を、本選については 2 本を与える。
- 4 前条第 3 項の反則を犯した試合者は負けとし、審判員は相手側に予選、本選ともに 1 本を与える。
- 5 前条第 6 項から第 10 項の反則行為を犯した場合、1 回毎に反則とし 2 回犯したときは、審判員は相手側に 1 本を与える。

第 2 4 条

第 2 2 条第 6 項から第 10 項の反則は、1 試合を通じて積算する。

第 1 3 章 試合中負傷又は事故が生じた場合

第 2 5 条

試合者は、試合中に負傷したり、ロボットの事故等のため試合を継続することができなくなった場合は、試合の一時中止を要請することができる

第 2 6 条

負傷及び事故によって試合が継続できないときは、その原因が一方の故意及び過失による場合は、その原因を起こした方を負けとし、その原因が明瞭でないときは、試合不能者又は試合の中止を申出た者を負けとする。

第27条

負傷及び事故で試合を継続することの可否判断は、審判員及び大会実行委員の総合判断によるものとし、その処理に要する時間は5分とする。

第28条

第26条の勝者は、予選の場合1本勝ち、本選の場合2本勝ちとして記録される。また、延長戦の場合は、予選、本選とも1本勝ちとして記録される。ただし、これによる試合敗退者がすでに1本を取っていた場合は、その旨記録する。

第14章 異議申立て

第29条

- 1 審判員の判定に対し、だれも異議申立てすることはできない。
- 2 この規則の実施に関して疑義がある場合は、その試合終了までに当該ロボットチームのキャプテンは、大会実行委員会に対し異議の申立てすることができる。

第15章 審判旗等の規格

第30条

審判旗は、25センチメートル四方の布地で、直径1.5センチメートル、長さ35センチメートルの柄に取付けたものとし、赤色及び青色の2本を用意する。

第31条

ロボットの標識は、赤コーナーの待機者は赤色、青コーナーの待機者は青色として直径2センチメートルのシールをロボット本体の2カ所に貼付する。

第16章 資格審査

第32条

- 1 大会募集期間に申し込まれた申込書類に基づき、事前に予選トーナメント参加に関する資格審査を行う。
- 2 ロボットの資格審査は申込書類により判断する。誤解や疑義が生じることが無いように、ロボットを設計、製作し申込書類を提出することとする
- 3 第3章に基づく参加規格を満たしていないと判断するものは資格審査失格となる。
- 4 申込書類が全く同一の内容（写真、図面など）で複数申込が行われた場合、複数申込みの全てを資格審査失格とする場合がある。

第33条

前条の資格審査で失格したチームまたは申込書類で機構等が判断できないチームによる**実機審査会**を開催する場合がある。競技内容は脚構造・アーム機構の審査を伴う実機によるもので詳細は別途定めるものとする。

第 17 章 その他

第 34 条

試合中の選手席に入れるのはチームに登録されている試合者に限る。

第 35 条

大会の規模、内容等の改訂事情がある場合には、この規則の精神を損なわない限り、これによらないことができる。

第 36 条

大会参加者及びその関係者は、大会の基本精神を尊重し、不適當な表現を行わないものとする。

第 37 条

この試合規則のほか、必要な事項については、**第 17 回**かわさきロボット競技大会実行委員会の決議によりこれを定める。